

農業委員会だより

■ 桜町 青山農園（ほうれん草播種） ■



新たな体制で



七飯町農業委員会 会長

杉村 久悦

日頃より農業委員会の業務推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業委員会は今年の7月20日より新体制へと移行しております。今後も適正な農地行政に努め食糧・農業・農村を守り、その健全な発展に寄与して参ります。

近年は農業者の高齢化や後継者不足等が原因で、経営規模の縮小や離農が目立ち、耕作されていない農地も散見されます。今後ますますそのような耕作放棄地の増加が懸念されますが、これからも改善・解消に向け、邁進していきたく思っております。

現在、深刻化するウクライナ情勢等により原油や食料等の価格が高騰しており、私たちの日々の暮らしを直撃しております。農業においても農業飼料、資材の高騰により、大きな打撃を受けています。資材費の価格高騰の一方、販売価格には高騰分を適切に価格転嫁できておらず、農業者にとっても苦しい状況が続いております。今後とも各農業者や関係機関が危機感を持って対応していくことが大切だと考えております。

最後になりますが、命の源である食糧を作る農地を守るため微力ではありますが、農業委員・推進委員一丸となって地域農業発展に努めて参りたいと思っておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

農業委員会 総会開催予定

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月1回開催されます。

総会名	開催日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第6回	令和5年11月27日(月)	農業委員会会議室	11月13日(月)	11月20日(月)
第7回	令和5年12月22日(金)	〃	12月8日(金)	12月15日(金)
第8回	令和6年1月25日(木)	〃	1月11日(木)	1月18日(木)
第9回	令和6年2月27日(火)	〃	2月13日(火)	2月20日(火)
第10回	令和6年3月25日(月)	〃	3月11日(月)	3月18日(月)

※日程は都合により変更となる場合があります。最新情報は農業委員会事務局(☎65-2519)までお問い合わせください。

農業委員会総会で
決まったことを
お知らせします

第33回 令和5年2月20日

- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)2件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)8件(可決)
- ・土地の現況証明願について3件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について

第34回 令和5年3月27日

- ・令和5年3月1日及び令和5年3月10日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について2件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)11件(可決)
- ・土地の現況証明願について2件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について

第35回 令和5年4月21日

- ・令和5年3月14日ないし令和5年4月11日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について5件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)1件(可決)
- ・農地法第4条の規定による許可

第36回 令和5年5月25日

- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)1件(可決)

第37回 令和5年6月26日

- ・令和5年6月2日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)1件(可決)

第1回 令和5年7月20日

- ・(改選後の初回総会)
- ・会長の互選について
- ・杉村 久悦(再任)
- ・会長職務代理者の互選について
- ・池田 泰久(再任)

第2回 令和5年7月20日

- ・議席の決定について
- ・農地利用最適化推進委員の選任について
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)1件(可決)
- ・農地法第4条の規定による許可申請について(農委許可)1件(可決)
- ・農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可)1件(可決)
- ・農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可)1件(可決)
- ・農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可)1件(可決)
- ・農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可)1件(可決)

第3回 令和5年8月24日

- ・土地の現況証明願について2件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について
- ・農地移動適正化斡旋申出について
- ・農地移動適正化斡旋申出について
- ・農地移動適正化斡旋申出について
- ・農地移動適正化斡旋申出について
- ・農地移動適正化斡旋申出について
- ・農地移動適正化斡旋申出について

農地を相続したら、農業委員会へ届け出を お願いします。

農地を相続した際は、農業委員会への報告が義務付けられておりますので、相続登記が完了しましたらお早めに農業委員会へ届け出ください。よろしくお願ひします。

※来庁の際は①印鑑②相続登記後の登記事項証明書をお持ちください。

農地の保全管理について お願ひです！

- 耕作放棄地・遊休農地などで管理が放棄され、雑草が繁殖している箇所が多く見受けられます。このような状況を一因に、周辺環境への影響や害虫の発生による農作物の被害の拡大、枯草による火災の発生等が懸念されます。個々が所有する農地については、自らの責任において管理(除草)することが義務付けられておりますので、周辺農地の迷惑とならないよう、草刈り等の実施をお願いします。また近年、突発的な集中豪雨などが増えておりますが、農地からの土砂流出による事故等の発生に備え、農家の皆さんは次のことにご留意願ひします。
 - 傾斜地のある畑では、横うね耕作や下側に素掘りを掘るなど、直接道路などへ土が流出しないよう努めましょう。
 - 道路境界近くまで作付けし、豪雨時には道路に土砂が流出している畑が見えますので、適正な管理に努めましょう。
 - 長い畑では、適当なところで水切りを行いましょ。
 - 用排水路の泥上げやゴミ等の取り除きについても適時適切に行いましょう。
- ※管理責任等に過失や瑕疵等があると、賠償請求等が要求されることがあります。以上の点について十分留意のうえ、適正な農地管理をお願いします。

農地は一度耕作をやめ数年経てば、原形が分からないうちに荒れてしまいます。

所有農地を耕作・管理できない場合には、あっせん申出や機構の活用等、他の農業者との売買や賃貸借をマッチングさせる方法がありますので、農業委員会事務局までご相談下さい。

あっせん情報 (令和5年8月時点)

■ 貸したい	■ 売りたい	■ 買いたい	■ 借りたい
・ 桜町 ・ 鳴川 ・ 緑町 ・ 大中山 ・ 豊田 ・ 鶴野 ・ 上藤城 ・ 仁山 ・ 大沼町	・ 鳴川 ・ 緑町 ・ 大中山 ・ 豊田 ・ 鶴野 ・ 上藤城 ・ 仁山 ・ 大沼町	・ 大中山 ・ 豊田 ・ 鶴野 ・ 上藤城 ・ 仁山 ・ 大沼町	・ 大中山 ・ 豊田 ・ 鶴野 ・ 上藤城 ・ 仁山 ・ 大沼町
1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件	1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件	1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件	1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件

活動一報一告

令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会職員永年勤続者表彰

令和5年3月15日

永年に渡り、農業委員として農地関係法の適正な事務と地域農業の振興に努め、本道農業の発展に寄与してきた者に贈られる永年勤続者表彰者に、当町の農業委員より、宮田委員が受賞されました。また昨年の3月15日に、開催された表彰式に宮田委員が出席しております。



「農地パトロール」(農地利用状況調査)の実施!

令和5年8月1日〜4日

町内一円

本年度も8月をパトロール月間に設定し、遊休農地や農地の違反転用の実態を更詳しく把握するため、農地の利用状況を確認しました。

農業委員会では、農地の効率的利用と遊休化解消を図るため、年一回農地の「利用状況調査」を実施しています。この調査で、遊休農地や違反転用地の所在等を確認しています。

今後最適な農地利用のお願いや指導などに取り組んでいきます。また、利用状況調査の結果、耕作されていないように見受けられた農地の所有者に対しては、「利用意向調査」を行い(文書で発送)、今後の利用意向について、確認してまいりますので、農地所有者皆様のご理解ご協力をお願い致します。



◆農地は貴重な資源です!

農業者の高齢化や担い手不足などにより、耕作されない農地は今後も増えるの見込まれています。耕作されない農地(遊休農地)が増えようと、病害虫の発生に伴う周辺農地への悪影響、景観や生活環境の悪化など深刻な問題にも繋がります。

農地所有者の方は、責任を持ち草刈りなどの管理を行い、他の方々に迷惑をかけないように心がけましょう。

遊休農地とは

農地法で定義されている用語で、次のいずれかに該当するものです。

- 現在、耕作目的で利用されておらず、今後も利用される見込みがない農地
- 農業上の利用が、その周辺地域の農地利用に比べて著しく劣ると判断できる農地

新任農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

このほど、七飯町農業委員の任期満了に伴い、町長より14名の農業委員が任命され、農業委員会会長より6名の農地利用最適化推進委員が委嘱されました。(町広報9月号掲載)

新たに委員に2名が任命、推進委員に4名が委嘱されておりますのでご紹介いたします。

【新任農業委員】



岩崎 和彦 (藤城)

この度、藤城地域の皆さまからの推薦を賜り農業委員に任命されました。

2期6年間の七飯町農地利用最適化推進委員の経験をいかし、諸先輩の方々や関係機関のご指導を頂き努力して参ります。どうぞよろしくお願ひ致します。



青山 誠 (桜町)

この度、農業委員に任命されました。平成29年7月より農地利用最適化推進委員を6年間務めさせて頂きました。その経験を活かし、地域の農業の発展のため努力して参りますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

【新農地利用最適化推進委員】



後藤 宏之
(中野)

この度、初めて推進委員に委嘱されました。まだ業務内容などわからないことばかりですが、諸先輩の方々にご指導を頂きながら努力して参ります。どうぞよろしくお願致します。



秋元 聡
(豊田)

この度、地域の皆様からの推薦を賜り推進委員に委嘱されました。業務内容等不案内ですが、諸先輩の方々、関係各位様の指導を頂き、精一杯努めたいと思います。どうぞよろしくお願致します。



西山 勝幸
(桜町)

この度、農地利用最適化推進委員に委嘱されました。推進委員とはどのような仕事をするのか、まだわからない部分が多いですが、先輩委員さんにご指導いただき、七飯町農業の発展のため頑張っていきたいと思致します。どうぞよろしくお願致します。



阿部 貴志
(峠下)

この度、農地利用最適化推進委員に委嘱されました。これから勉強することばかりですが、先輩委員さんや農業者の皆さん、関係機関のご指導を仰ぎながら、七飯町の農地の有効利用、農業の発展のため、そして次の世代へ少しでも良い環境を繋いでいけるように、微力ながら精一杯努力して参ります。どうぞよろしくお願致します。

6 農業者年金 6つのポイント

1. 農業者なら広く加入できる
2. 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
3. 保険料の国庫補助あり
4. 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができる
5. 社会保険料控除など税制面での優遇措置
6. 終身年金（早く亡くなっても80歳までの分は保証付き）



詳しくは農業委員会・JA新はこだて 七飯基幹支店までどうぞ

長い間農地行政推進に御尽力賜りありがとうございました。ございました。

令和5年7月19日付で任期満了により2名の農業委員、2名の推進委員が退任されました。

長期にわたり委員として諸活動の発展に寄与されました。本町農地行政並びに農業振興の推進に多大なる御尽力を賜り深く感謝とお礼を申し上げます。

退任された農業委員

- ・小坂 寛和 氏（飯田町） 3期 9年
- ・野澤 博幸 氏（上藤城） 2期 6年

退任された推進委員

- ・篠田 正人 氏（大川） 2期 6年
- ・岡田 市夫 氏（中島） 1期 8か月

★編集・発行・七飯町農業委員会事務局（役場内）

〒041-1119
七飯町本町6丁目1番1号
☎65-2519

★編集委員

- 宮田 学 / 平野 博章
- 神 秀子 / 小澤 大栄

農地転用等（農地法第4条・5条に基づく手続き）について

耕作道や作業場所として利用するために農地の一部へ砂利を入れたり、農業用倉庫や仮設事務所を設置する等、農地を耕作以外の目的で使用する場合に

〈農地法第4条と5条の違いについて〉

・農地法第4条とは、所有者自ら転用する場合、農地転用の許可申請は所有者が自ら行います。
・農地法第5条とは、所有者以外の者が転用して、所有者又は賃貸借権の権利を移転・設定する場合のことで、申請は転用する方（転用事業者）と所有者が連署して行います。
※農地法第4条・第5条ともに、行政書士の方へ書類の作成及び申請を依頼することは可能です。

〈手続きの流れ〉

農地転用については、それぞれの申請を農業委員会総会で審議した後に、道に諮問し、その結果を踏まえて農業委員会で決定します。
なお、仮設事務所の設置等、農地以外の目的で農地を一時的に使用する場合にも（一時転用の）許可が必要です。

※市街化区域内の農地を転用する場合には、農地転用の許可申請ではなく、事前に農業委員会へ届出が必要です。
※農地転用の許可ができるかどうかは、事業内容や農地の場所によっても異なります。申請方法等ご不明な点等ございましたら、お近くの委員又は事務局までお問い合わせ下さい。